土地利用計画図

土地の所在	高松市新田町字本村甲648番4の一部、甲651番1、甲651番5及び地先長道・水路

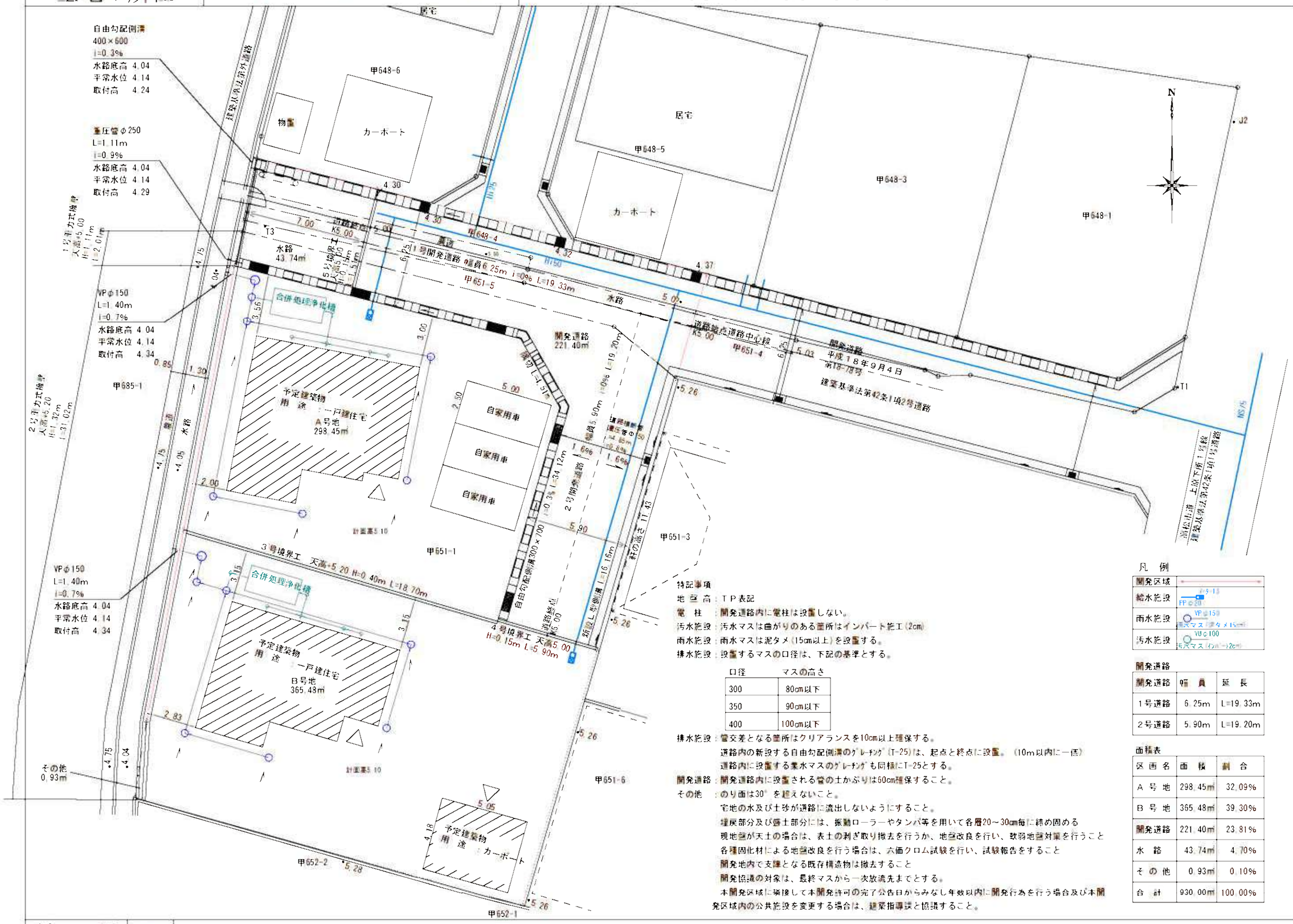

縮尺	1/200

許可年月日	
第	
号	

申請者	
徳島県板野郡北島町高房字勝瑞境36番地1 株式会社アルファード 代表取締役 七條 政利	

作成者住所・氏名	
高松市牟礼町牟礼2949番地 土地家屋調査士 行政書士 森 和夫	

特記事項

地 盤 高：TP表記

電 柱 ：開発道路内に電柱は設置しない。

汚水施設：汚水マスは曲がりのある箇所はインバート施工(2cm)

雨水施設：雨水マスは泥タメ(15cm以上)を設置する。

排水施設：設置するマスの口径は、下記の基準とする。

口径	マスの高さ
300	80cm以下
350	90cm以下
400	100cm以下

排水施設：管交差となる箇所はクリアランスを10cm以上確保する。
道路内の新設する自由勾配側溝のｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ(T-25)は、起点と終点に設置。(10m以内に一箇)
道路内に設置する集水マスのｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞも同様にT-25とする。

開発道路：開発道路内に設置される管の土かぶりは60cm確保すること。

その他 ：のり面は30°を超えないこと。
宅地の水及び土砂が道路に流出しないようにすること。
埋戻部分及び盛土部分には、振動ローラーやタンパ等を用いて各層20～30cm毎に締め固める
現地盤が天土の場合は、表土の剥ぎ取り撤去を行うか、地盤改良を行い、軟弱地盤対策を行うこと
各種固化材による地盤改良を行う場合は、六価クロム試験を行い、試験報告をすること
開発地内で支障となる既存構造物は撤去すること
開発協議の対象は、最終マスから一次放流先までとする。
本開発区域に隣接して本開発許可の完了公告日からみなし年数以内に開発行為を行う場合及び本開発区域内の公共施設を変更する場合は、建築指導課と協議すること。

凡 例

開発区域	
給水施設	仕切弁 PPφ20
雨水施設	VPφ150 雨水マス(泥タメ15cm)
汚水施設	VUφ100 汚水マス(インバート2cm)

開発道路

開発道路	幅 員	延 長
1号道路	6.25m	L=19.33m
2号道路	5.90m	L=19.20m

面積表

区画名	面 積	割 合
A 号 地	298.45㎡	32.09%
B 号 地	365.48㎡	39.30%
開発道路	221.40㎡	23.81%
水 路	43.74㎡	4.70%
そ の 他	0.93㎡	0.10%
合 計	930.00㎡	100.00%